

条 例 制 定 改 廃 調 書
条例改正に伴う新旧対照表
(追加提出議案)

令和6年

奈良市議会3月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市税条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号） ・ 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第34号） ・ 市（町・村）税条例（例）の一部改正について（令和6年2月21日付総税市第16号総務省自治税務局長通知） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 個人市民税に係る事項（附則第5条の2関係）</p> <p>左記の法令改正を受け、能登半島地震による災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人市民税においてその損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。</p> <p>2. その他左記の法令改正に伴う所要の改正を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法令改正に伴い、令和6年1月に発生した能登半島地震による災害の被災者について負担軽減を図るため、個人市民税の特例措置を講ずるほか、所要の改正を行うもの。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総務部 市民税課

奈良市税条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 略</p>	<p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 略 <u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u> 第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。 2 前項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。 3 第1項の規定は、令和6年度分の第28条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで</p>

現行	改正案
<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p><u>に提出されたもの及びその時まで提出された第29条第1項の確定申告書を含む。)</u>に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)<u>に限り、適用する。</u></p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>